

令和2年第5回 網走市教育委員会会議録

令和2年6月4日（木）午後4時00分 西庁舎2階会議室に招集した。

1. 出席者は次のとおりである。

教育委員 富永 雄一 ・ 中山 真弓 ・ 益村 公人（欠席：伊藤 亮人）
教育長 三島 正昭

2. 会議の議案は、次のとおり。

議案第1号 令和2年度一般会計補正予算要求について【非公開】【原案可決】

議案第2号 学校給食調理場の一部集約と調理業務等の業務委託について【非公開】
【原案可決】

報告第1号 新型コロナウイルス感染症への対応について【公開】【報告承認】

3. 説明のため出席した者は、次のとおり。

学校教育部長	林 幸 一
社会教育部長	吉 村 学
学校教育部次長	小路谷 勝 巳
社会教育部次長	岩 本 博 隆
学校教育課長	小 松 広 典
スポーツ課長	阿 部 昌 和

4. 会議の書記は、次のとおり。

学校教育課庶務係長 高 木 力

5. 会議の署名委員は、次のとおり。

本日出席委員全員及び教育長

三島教育長

ただ今から令和2年第5回網走市教育委員会を開会いたします。
本日の出席委員は教育委員3名と教育長が出席をしております。
伊藤委員は、欠席との連絡がありました。

本日の会議録署名委員の指名ですが、出席をされている委員全員と教育長といたします。

本日は、議案2件、報告1件でございますが、審議に入る前に、まず、教育委員会会議規則第12条のただし書きに定められております非公開案件とすべき事項について、お諮りをいたします。

本日の議案第1号及び議案第2号でございますが、議案第1号「令和2年度一般会計補正予算要求について」につきましては、「議会へ提出前である議案」であること、議案第2号「学校給食調理場の一部集約と調理業務等の業務委託について」は「その他公開することにより教育行政の公正又は円滑な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項」であるため、この2件の案件につきましては、非公開とすることで、ご異議ございませんか。

（「ありません」の声）

異議なしと認めまして、議案第1号及び議案第2号につきましては、非公開案件と決定させていただきます。

それでは本日の議題に入ります。**非公開案件**であります議案第1号「令和2年度一般会計補正予算要求について」を上程いたしますので、事務局から説明をお願いいたします。

学校教育課長。

【非公開案件】

三島教育長

それではお諮りいたします。議案第1号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「ありません」の声）

異議なしと認めまして、本案は原案のとおり決定させていただきます。

三島教育長

次に、**非公開案件**であります議案第2号「学校給食調理場の一部集約と調理業務等の業務委託について」を上程いたしますので、事務局から説明をお願いいたします。

学校教育課長。

【非公開案件】

三島教育長

お諮りをいたします。議案第2号につきまして、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「なし」と発言あり)

異議なしと認めまして、本案は原案のとおり決定をさせていただきます。

次に、報告第1号「新型コロナウイルス感染症への対応について」を上程いたしますので、事務局から説明をお願いいたします。

学校教育部次長。

小路谷学校教育部次長

報告第1号「新型コロナウイルス感染症への対応について」ご説明いたします。

議案書の8ページ、9ページをお開きください。

各学校では6月1日から通常の授業が再開されております。

再開にあたりましては、別冊資料として配付しております、国から示されました「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」に基づき、3つの蜜を避けることや、手洗いや定期的な換気など「新しい生活様式」が定着するよう各学校に通知しております。

現在、網走地域の感染レベルは「レベル1地域」とされていることから、距離をとることで学級を分けずに授業をしたり、健康観察をした上で児童生徒が給食を配膳することが可能となっておりますが、今後「レベル2」「レベル3」となった場合においても、レベルに応じ感染リスクを可能な限り低減させながら教育活動ができるよう、各校想定をしております。

感染症対策につきましては、保護者に対しても理解と協力を求めているところです。

別添資料の1枚目をご覧ください。

この資料にある「保護者の皆様へ」を市内全家庭に配付し、「学校の新しい生活様式」への理解を求めています。また、1枚めくりまして別添資料の2枚目につきましても、市内全家庭に配布しております。こちらは保護者に対し、児童生徒の感染が確認された場合に情報提供の協力を求めるものです。

別添資料の3枚目につきましては、教職員に向け、情報を入手した際の配慮事項を、別添資料の4枚目につきましては、教職員に感染が判明した場合の対応について、各校に通知しております。

「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動における「学びの保障」について」は、議案書の 10 ページ、11 ページをご覧ください。5 月 26 日付で北海道教育委員会から通知があり、また同日、全道市町村教育長テレビ会議が開催され、北海道教育委員会より全道市町村教育長に説明があったところです。

これらを受け、各学校には 5 月 28 日付で市教委より通知をしています。1 か月以上の長い休校のため、どの学校においても 4 月当初の予定から少なくとも 20 日程度の授業が行えなかったと認識しております。そのため今後、各校に置かれましては年間指導計画を見直す必要がありますが、その際には全ての学年において、今年度中に学習指導要領に示された内容を終えるとともに、全ての児童生徒に学習指導要領に示された各教科の内容を身に付けさせることとしております。

また、誰一人残すことなく児童生徒に各教科の内容を身に付けさせるため、最大限に学びを保障するという観点に立ち、各教科等の標準時数を確保する計画を立てるよう、通知しております。なお、その際には、悪天候やインフルエンザの流行等による臨時休校等を想定した予備時数を確保することとしています。

授業時数を確保するための方策としましては、学校や地域の実情を踏まえ、長期休業期間の短縮や土曜授業の実施、週当たりの授業時数を増やす等の取組を効果的に組み合わせることとしております。

学校行事につきましては、運動会又は体育祭につきましては、例年と同様の実施は困難であると判断することから、各校で工夫して運動会・体育祭にかわる何らかのことができるかどうかの検討をした上で、中止や縮小の判断を各校で決定することとしています。

学芸会や文化祭については現段階で決定してはいませんが、運動会と同様となる可能性が高いのではないかと考えております。

修学旅行につきましては、どのような形で実施ができるかを今後各校で検討することとしております。

私からの説明は以上となります。

三島教育長

ただ今、報告第 1 号「新型コロナウイルス感染症への対応について」説明がありました。このことに関しまして皆さんから、ご質問、ご意見をいただければと思います。

富永委員。

富永委員

資料を拝見しましたが、感染者が出た場合の公表の仕方はどういう形になるのですか。網走市で感染者が出たという形にするのか、どこの学校で出た、先生が感染したというふうにするのか、先生の名前まで公表するのか、どうなるのですか。

三島教育長

学校教育部次長。

小路谷学校教育部次長

別添資料の4枚目の6に書いてありますように、(2)の下の方にあります報道発表というところですが、市町村は本人が学校名や氏名の公表を承諾した場合に限り、対策本部の報道資料を参考に概ね次の事項を公表することになります。学校名、教職員等の感染の発生の事実、保健所からの資料等に基づく学校の対応と書かれておりますので、当市におきましてもこれに沿った形で進めていくものと考えております。

三島教育長

まずは保健所が、すべての情報を把握するということになっておりまして、保健所で感染した本人に公表についての確認をとり公表をすることとなります。網走市の方であれば市の対策本部にその情報がきて公表していくということに、市長がということになろうかと思います。その際に対象となる方が公表はしないでほしいとなった場合には、オホーツク管内以外の年齢、職業等は公表せずという発表になると思いますが、本人がどこまで公表していいかという承諾をとらなければならないこととなっておりますので、その都度、本人に承諾をとり、承諾を得た場合には学校名まで公表するということはあり得ると思います。

富永委員。

富永委員

小さいまちなので、誰が感染したという噂がすぐに広がると思うので、いじめ等はでないと思うのですが、先生を通じて学校へ何らかのいじめが発生しないように、子供たちを見ていてほしいということを伝えていただきたいと思います。

三島教育長

学校教育部次長。

小路谷学校教育部次長

そのことにつきましても今年度につきましてはコロナウイルス関係のいじめが出ないように各学校において指導、また、こまめに子供の様子を見ていくことの通知を発しております。また今後行われる、いじめアンケートの方でもコロナウイルスに関連したアンケートの項目を追加して、そのことについても十分聞いていくこととしております。

三島教育長

ほかに何かございませんか。

(「ありません」の声)

それでは次に、社会教育部長。

吉村社会教育部長

私の方からは社会教育施設のコロナウイルス関係のご報告をさせていただきます。

議案書の12ページと13ページに各施設の感染防止対策について記載させていただいております。

政府の緊急事態宣言の解除や北海道の休業要請の緩和を受けまして5月18日から一部の施設を再開しておりまして、その後、総合体育館のトレーニング室、市民健康プールの多目的室についても6月1日、6月2日から再開をしております。また、照明工事を行ってまいりました美術館、同じく総合体育館のアリーナにつきましても工事が完了いたしましたので、美術館は6月2日から、総合体育館のアリーナも6月3日から利用が開始されており、全ての社会教育施設につきましては一部利用のできない部分もございますが、再開をしているところでございます。

各施設の指針を踏まえ全国的に示されている業種毎のガイドラインがございますので、そちらを参考にしながら感染拡大防止対策を講じて運営を行うというところでございます。ガイドラインには密閉、密集、密接の3蜜を避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなどをはじめとして、基本的な感染拡大防止対策が示されておりまして、社会教育施設におきましても利用者にもご理解とご協力をいただいて、利用者をお願いをして気を付けていただくこと、施設が取り組むこと、これらを整備したうえで施設の特性を検証し記載のような取り組みを行っているところでございます。

記載の内容でございますが、オホーツク・文化交流センターのところに丸数字が書いてございますが、こちらが各施設の中の共通と思われるところを書いてございます。その下、丸がついているようなところは施設毎の取り組みというところになります。こちらの取り組みについては今後の情勢や、実際の利用者との対応などによりまして定期的に施設長が情報共有をしながら運用を図ってまいりたいと考えています。また、政府や北海道でも社会的活動の段階的な緩和が示されておりますが、そうしたものも踏まえながら当面の期間は、この対応策を図っていくということになるかと思えます。仮に一部緩和されたといたしましても、現在取り組んでいる対策が今後の感染症対策に生かされるよう利用者の声にも耳を傾けながら一体となって取り組んでまいりたいと考えています。ご報告の説明は以上となります。

三島教育長

ただ今、社会教育施設の感染防止対策等につきまして説明がありました。何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

益村委員。

益村委員	施設で人が触る器具ですとか、モヨロ貝塚館では消毒しますと書いてありますが、ほかの施設でも大体同じような感じで、使用後に利用者が使う場合は、その都度消毒をするスタイルになるのですか。
三島教育長	社会教育部長。
吉村社会教育部長	備品につきましては一元管理をいたしまして、ほかの施設とも貸し出した方がわかるような形で貸し出しまして、返却後は消毒をして次の方に貸し出しをするということになります。それが記載の⑤に当たるところでございますが、それと机等につきましても利用毎に貸室、貸館につきましては、机等を次亜塩素酸ナトリウムで清掃、消毒して対応していきたいと思います。一部、託児室等では小さなオモチャなどがありましたので、そういった管理ができない物につきましては、申し訳ありませんが利用制限ということで一部撤収をしているところです。このような形で運営をしていきたいと考えております。
三島教育長	よろしいでしょうか。
益村委員	はい。ありがとうございます。
三島教育長	富永委員。
富永委員	図書館の貸し出しのことで質問させていただきたいのですが、貸し出しカード等のトレイを利用した貸し出しとはどういったことなのでしょう。
吉村社会教育部長	ガイドラインの中に直接手渡しでパンフレット等の配付を行わない方がよいということがございまして、図書館では図書をカウンターでそのまま、お渡しするという形でしたので、トレイに乗せてレジで直接お金を支払うような形に変更するというところでございます。
富永委員	はい、わかりました。
三島教育長	中山委員。
中山委員	総合体育館ですが、トレーニング室のマシンやボールは、利用が終わった時点で消毒する形でしょうか。
三島教育長	社会教育部長。

吉村社会教育部長 トレーニングマシーンにつきましては、色々なマシーンが大体 21 台ぐらいあり、それを一定の間隔毎に、半分程度の稼働にいたしまして、まず距離をとっております。更に飛沫防止のパーティションといいますか、ボードを飛沫の飛ぶ可能性のあるところに設置して間仕切りをしています。そして器具につきましては消毒液を置いて利用者が随時消毒をするとともに、退館後に職員が使用したところを拭くというような対応をしていきたいと考えております。

三島教育長 バランスボールについては今使わせていないのではないですか。
社会教育部長。

吉村社会教育部長 大きなバランスボールという健康器具がありますが、一回一回の消毒が難しいということで利用を制限させていただいている器具もございます。

中山委員 わかりました。

三島教育長 ほかにございませんか。
なければ報告のありました社会教育施設につきましても報告のあったとおり承認することにご異議ございませんか。

(「ありません」の声)

それでは承認することといたしたいと思います。

以上で提出されました案件は、全て終了いたしました。
その他、案件以外で何かございましたら、発言の方をお願いいたします。
中山委員。

中山委員 少し前に戻ってしまうのですが、各校への学びの保障についてですが、2の(3)の長期休業期間の短縮、土曜授業の実施は各学校で決めることですか。夏休み等の期間というものは。

三島教育長 学校教育部次長。

小路谷学校教育部次長 夏休み、冬休みの期間につきましては、元々が各学校で設定しているものでございますので、今回につきましても地域や学校の実情を踏まえながら各学校で設定していくという形になっております。

三島教育長 基本的には授業時数を、きちんとやっていなかった分を取り戻さなければならないということがありますので、夏休みについては小学校は五日

間以上、中学校も五日間以上、六日間や七日間を登校日として夏休みを短くして登校日を増やします。通常の登校する日を増やすということで、今、全道的にそういう取り組みをすることとなっております。日数は別にしましても、今、各学校で何時間夏休み中に登校を行えば授業が回復をしていけるのか。そのほかに運動会の行事を縮小したり、止めるということで授業の時間を確保することができるといったこともありますし、様々、工夫をした中で授業の時間を確保していくといった中で夏休み中に何時間、授業の時間をとればいいのかということを、今日も校長会議がありましたが、それぞれ検討してほしいと、早めに保護者にお知らせしなければならないので、ほかにどういった策を講じて授業の時間を確保していくのかということもあわせて保護者の方にお知らせしていくということで今進めているところでございます。

ほかの町や、ほかの市では十日間授業を行うとか、夏季休業期間は何日から何日までと発表しているところが大々的に報道されておりますが、多くは全ての学校の夏休み期間を統一している町が多いようです。それは給食の給食センター化、給食の配膳をするために期間を決めなければならないということもあると聞いておりますので、そういったことで教育委員会が何日から何日までの期間、夏休みを削るのか発表していると聞いておりますので、網走市につきましては各学校で夏休み、冬休み、秋休みもそうですけれども各学校の実情にあわせて休みを決めているということもありますので、授業の時間を確保する、内容をきちんと教えていけるということを考えたうえで夏休みは何時間、登校させて授業を行えばいいのかということを考えてほしいということで投げかけております。全く夏休みを削らないということはありませんが、そういったことでバラツキがでると思っています。

ほかにごいませんか。

なければ、以上をもちまして本日の教育委員会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

【午後 5 時 00 分終了】